

○総務省令第五十四号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第六十一号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

総務大臣 山本 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六号様式の表を次のように改める。

第六号様式（別添①）挿入

第六号様式記載要領18中「 」を「 」に改め、同様式記載要領18を同様式記載要領20とし、同様式記載要領17中「 」を「 」に改め、同様式記載要領17を同様式記載要

領19とし、同様式記載要領16中「税額⑲」を「税額⑳」に改め、同様式記載要領16を同様式記載要領18とし、同様式記載要領15中「(法人税の明細書(別表4)の(34))」を「(法人税の明細書(別表4)の(33))」とし、「(法人税の明細書(別表4の2付表)の(43))⑳」を「(法人税の明細書(別表4の2付表)の(42))㉑」に改め、同様式記載要領15を同様式記載要領17とし、同様式記載要領14中「㉒のうち見込納付額㉓」を「㉓のうち見込納付額㉔」に改め、同様式記載要領14を同様式記載要領16とし、同様式記載要領13中「地方法人特別税額㉕」を「地方法人特別税額㉖」に改め、同様式記載要領13を同様式記載要領15とし、同様式記載要領12中「地方法人特別税額㉗」を「地方法人特別税額㉘」に改め、同様式記載要領12を同様式記載要領14とし、同様式記載要領11中「㉙のうち見込納付額㉚」を「㉚のうち見込納付額㉛」に改め、同様式記載要領11を同様式記載要領13とし、同様式記載要領10中「付加価値額㉜」を「付加価値額㉝」に、「資本金等の額㉞」を「資本金等の額㉟」に改め、同様式記載要領10を同様式記載要領11とし、同様式記載要領11の次に次のように加える。

12 事業税の「平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額㉞」の欄は、第6号様式別表5の7の「㉟が30億円以下の場合の控除額㊱」の欄の金額又は「㊱が30億円超40億円未満の場合の控除額㊲」の欄の

金額を記載すること。

第六号様式記載要領9中「仮計⑩」を「仮計⑪」に、「当期控除額⑫」を「当期控除額⑬」に改め、同様式記載要領9を同様式記載要領10とし、同様式記載要領8中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改め、同様式記載要領8を同様式記載要領9とし、同様式記載要領7を同様式記載要領8とし、同様式記載要領6中「第2条第12号の7の4」を「第2条第12号の7の2」に改め、同様式記載要領6を同様式記載要領7とし、同様式記載要領5の次に次のように加える。

6 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

第六号様式記載要領に次のように加える。

21 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

22 法第23条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本

の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

23 法第23条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第六号様式別表一の表を次のように改める。

第六号様式別表一 (別添②) 挿入

第六号様式別表一記載要領1中「第2条第12号の7の4」を「第2条第12号の7の2」に改め、同表記載要領4中「第68条の9、」を「(同法第68条の9第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。)

」及び「第42条の4第11項(第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。)、」を削る。

第六号様式別表一の表中「①×25.5/100」を「①×23.9/100」に改め、

第六号様式別表二記載要領2中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に、「100分の25.5」

を「100分の23.9」に、「」が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の30」を「をいう。

以下この記載要領において同じ。)が平成24年4月1日前に開始したものである場合は100分の30とし、当

該最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とする。」に改める。

第六号様式別表五の表を次のように改める。

第六号様式別表五 (別添③) 挿入

第六号様式別表五記載要領3中「(法人税の明細書(別表4)の(34))」を「(法人税の明細書(別表4)の(33))」とし、「(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(43))①」を「(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(42))①」にし、「仮計(43)」を「仮計(42)」に改める。

第六号様式別表五の二の表を次のように改める。

第六号様式別表五の二 (別添④) 挿入

第六号様式別表五の二記載要領2中「第6号様式⑩」を「第6号様式⑪」にし、「法人税の明細書(別表4)の(33)」を「法人税の明細書(別表4)の(32)」にし、「法人税の明細書(別表4)の2付表)の(42)」を「法人税の明細書(別表4)の2付表)の(41)」に改め、同表記載要領3中「月数⑫」を「月数⑬」にし、「第72条の21第2項、第3項又は第4項」を「第72条の21第3項、第4項又は第5項」に改める。

第六号様式別表五の二の三の表を次のように改める。

第六号様式別表五の二の三 (別添⑤) 挿入

第六号様式別表五の二の三記載要領1中「法第72条の22、政令第20条の2の23又は法附則第9条第1項、第4項から第7項まで」を「まで若しくは第2項、法第72条の22若しくは法附則第9条第1項若しくは第4項から第7項まで又は政令第20条の2の23」に改め、同表記載要領3及び4中「てん補」を「塩補」に改める。

第六号様式別表五の二の四の表中「別表5の2⑬×(④+⑧) / (③+⑦)」を「別表5の2⑭×(④+⑧) / (③+⑦)」に改める。

第六号様式別表五の二の四記載要領1中「第72条の21第5項」を「第72条の21第6項」に改める。

第六号様式別表五の五の次に次の二表を加える。

第六号様式別表五の六 (別添⑥) 挿入

第六号様式別表5の6記載要領

1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、法附則第9条第13項から第18項までの

規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

2 租税特別措置法施行令第27条の12の4第8項第3号又は第39条の46第8項第3号に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額②」の欄には、「1」と記載すること。

3 「基準雇用者給与等支給額⑩」の欄は、次に掲げる場合に該当する場合は、同欄中「⑨×⑩」とある「 $\frac{70}{100}$ 」
の⑨×⑩× $\frac{70}{100}$ として計算した金額を記載すること。

(1) 租税特別措置法第42条の12の4第2項第4号ハ又は第68条の15の5第2項第4号ハに掲げる場合
(2) 租税特別措置法施行令第27条の12の4第8項第1号イ若しくはロ又は第39条の46第8項第1号イ若しくはロに掲げる場合

(3) 租税特別措置法施行令第27条の12の4第8項第4号又は第39条の46第8項第4号に掲げる場合

4 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同

じ。) にあつては、租税特別措置法施行令第39条の46第11項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額⑳」の「適用年度(イ)」の欄には「1」と記載し、同条第14項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額㉑」の「前事業年度又は前連結事業年度(ロ)」の欄には「0」と記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあつては、租税特別措置法施行令第27条の12の4第11項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「継続雇用者給与等支給額⑲」の「適用年度(イ)」及び「月別支給対象者の合計数㉒」の「適用年度(イ)」の各欄には「1」と記載し、同条第13項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「月別支給対象者の合計数㉓」の「前事業年度又は前連結事業年度(ロ)」の欄には「1」と記載すること。

- 5 「①のうち所得等課税事業に係る額㉔」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業以外の事業に係る額を記載すること。

第六号様式別表五の七 (別添⑦) 挿入

第6号様式別表5の7記載要領

1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第8条第2項から第5項まで又は附則第9条第2項から第5項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式に併せて提出すること。

2 「新税率」の欄は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に事業年度を開始した法人又は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に事業年度を開始した法人にあつては、それぞれ該事業年度における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。

また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。

3 「旧税率」の欄は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に事業年度を開始した法人にあつては、平成27年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載し、平成28年4月

1日から平成29年3月31日までの間に事業年度を開始した法人にあっては、平成28年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載すること。

また、標準税率以外の税率で所得割、付加価値割及び資本割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、この計算書を当該道府県知事に提出する場合には、当該税率によること。

第六号様式別表六の表を次のように改める。

第六号様式別表六 (別添⑧) 挿入

第六号様式別表九の表を次のように改める。

第六号様式別表九 (別添⑨) 挿入

第六号様式別表九記載要領1中「とされる法人税法第57条第1項」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下この記載要領において「平成27年所得税法等改正法」という。）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成27年旧法人税法」という。）第57条第1項」を「平成23年法律第114号」の次に「。以下この記載要領において「平成23年12月所得税法等改正法」という。」を「法人税法第58条第1項」の次に「、平成27年旧法人税法第58条第1項」を加えて「第58条第1項」という。」を「法人税法第58条第1項」の次に「、平成27年旧法人税法第58条第1項」を加えて「第58条第1項」という。」とする。

欄要領②中「第6号様式②」や「第6号様式⑦」に於て、回表記欄要領4を次のように改める。

4 「所得金額控除限度額②」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 平成29年4月1日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。以下この(1)において同じ。）に該当しない事業年度にあつては、「65、80又は100」を抹消し、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあつては、「50、」及び「65、80又は100」を抹消し、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に該当する事業年度にあつては、「50、65、80又は」を抹消すること。

(イ) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社

(ロ) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす投資法人

(ハ) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。以下この(1)において同じ。

)

(三) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

(2) 次に掲げる法人以外の法人の平成27年4月1日前に開始した事業年度（平成27年所得税法等改正法第17条の規定による改正前の平成23年12月所得税法等改正法附則第14条第2項に規定する各事業年度を除く。）にあつては、「50、65、」及び「又は100」を抹消し、その他の事業年度で同日前に開始した事業年度にあつては、「50、65、80又は」を抹消すること。

(イ) 平成27年旧法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人（特定目的会社、投資法人及び受託法人を除く。）

(ロ) (1)(イ)から(ニ)までに掲げる法人

第六号様式別表十一の表中「第6号様式⑩」を「第6号様式⑪」に改めぬ。

第六号様式別表十一記載要領3(3)中「第6号様式⑩」を「第6号様式⑪」にし、「消す」を「抹消する」に改め、同表記載要領3(3)を同表記載要領3(4)とし、同表記載要領3(2)中「第6号様式⑩」を「第6号様式⑪」

」並びに「消す」を「抹消する」に改め、同表記載要領3(2)を同表記載要領3(3)とし、同表記載要領3(1)中「平成25年4月1日以後に法人税法」を「平成27年4月1日前に開始した事業年度で、平成25年4月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「平成27年旧法人税法」という。)」とし、「生ずる場合」を「生じた場合」とし、「第6号様式㉑」を「第6号様式㉒」とし、「消し」を「抹消し」とし、「消す」を「抹消する」とし、同表記載要領3(1)及び「法人税法第57条第11項各号」を「平成27年旧法人税法第57条第11項各号」とし、「租税特別措置法第67条の14第1項に規定する」及び「同法第67条の15第2項に規定する」をそれぞれ、「、同法第68条の3の2第1項に規定する特定目的信託に係る」とし、「及び」を「及び」。以下この号において同じ。)及び租税特別措置法第68条の3の3第1項に規定する特定投資信託に係る受託法人」とし、「(1)及び(2)をそれぞれ次のように加える。

(1) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあつては、「又は(第6号様式㉑又は別表5㉒)

—⑦— ((第6号様式㉑又は別表5㉒) —④) × 0.2) 」を抹消すること。

第六号様式別表十一記載要領5を同表記載要領6とし、同表記載要領4の次に次のように加える。

5 ⑬から⑰までの各欄は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度において法人税法第59条第2項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。

第六号の二様式の表を次のように改める。

第六号の二様式 (別添⑩) 挿入

第六号の二様式記載要領に次のように加える。

5 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

第七号様式の表を次のように改める。

第七号様式 (別添⑪) 挿入

第七号様式記載要領7中「税額⑥」を「税額⑦」に改め、同様式記載要領7を同様式記載要領8とし、同様式記載要領6を同様式記載要領7とし、同様式記載要領5の次に次のように加える。

6 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第1項第4号の5ロ、ハ又はホ（政令第6条の25第

2号又は第3号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

第十号様式の表中「国際戦略総合特別区域」を「国家戦略特別区域」に改める。

第十号様式記載要領3中「第2条第12号の7の4」を「第2条第12号の7の2」に改める。

第十号の三様式記載要領6中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に、
「同条第12号の7の2」を「同条第12号の6の7」に改める。

第十号の四様式記載要領5中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に、
「同条第12号の7の2」を「同条第12号の6の7」に改める。

第十三号様式記載要領4中「第2条第12号の7の4」を「第2条第12号の7の2」に、
「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改め、
同様式記載要領5中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第十三号の二様式記載要領1中「同条第12号の7の3」を「同条第12号の7」に改め、
同様式記載要領1
(4)中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。
第十四号様式記載要領1中「同条第12号の7の3」を「同条第12号の7」に改める。

第二十号様式の表を次のように改める。

第二十号様式（別添⑫）挿入

第二十号様式記載要領11を同様式記載要領12と、同様式記載要領10を同様式記載要領11とし、同様式記載要領9中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改め、同様式記載要領9を同様式記載要領10とし、同様式記載要領8を同様式記載要領9とし、同様式記載要領7を同様式記載要領8とし、同様式記載要領6中「第2条第12号の7の4」を「第2条第12号の7の2」に改め、同様式記載要領6を同様式記載要領7とし、同様式記載要領5の次に次のように加える。

6 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の5イ、ニ又はホ（政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

第二十号様式記載要領に次のように加える。

13 法第292条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

14 法第292条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

15 法第292条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第二十号様式別表一の表を次のように改める。

第二十号様式別表一(別添⑬)挿入

第二十号様式別表一記載要領1中「第2条第12号の7の4」を「第2条第12号の7の2」と改め、同表記載要領4中「第68条の9、」を「(同法第68条の9第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。

)」及び「第42条の4第11項(第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除く。)、」を補ふ。

第二十号様式別表一の表中「①×25.5/100」を「①×23.9/100」と改め。

第二十号様式別表一記載要領2中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」を「100分の25.5」を「100分の23.9」を「」が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の30」を「

う。以下この記載要領において同じ。) が平成24年4月1日前に開始したものである場合は100分の30とし、当該最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合は100分の25.5とする。」に改める。

第二十号の二様式の表を次のように改める。

第二十号の二様式 (別添⑭) 挿入

第二十号の二様式記載要領に次のように加える。

5 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の5イ、ニ又はホ(政令第45条の5において準用する政令第6条の25第1号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

第二十号の三様式の表を次のように改める。

第二十号の三様式 (別添⑮) 挿入

第二十号の三様式記載要領6を同様式記載要領7とし、同様式記載要領5の次に次のように加える。

6 「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の5ロ、ハ又はホ(政令第45条の5において準用する政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。)に定める額を記載すること。

と。

第二十二号の二様式の表中「国際無器器の特別区域」を「国際無器器の特別区域」に改める。

第二十二号の二様式記載要領3中「第2条第12号の7の4」を「第2条第12号の7の2」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六号様式別表六の表の改正規定は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日から施行する。

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			A		
				25	申告年月日
				年	月 日

申告基礎	00				
------	----	--	--	--	--

12 [B]

期末現在の資本金の額
又は出資金の額
(無償出資の資本金の額
又は出資金の額)

90					
----	--	--	--	--	--

期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

期末現在の
資本金等の額

91					
92					

12 [B]

45
子備

使途税戻金
税額等

89					
----	--	--	--	--	--

事業年度又は
連結事業年度

31

36

37

42

12 [B]

33					
34				00	
35				00	
36				00	
37				00	
38				00	
39					
40				00	
41					
42				00	
43					
44				00	

12 [B]

79				00	
80				00	
81				00	
82				00	
83				00	

84

				00	
--	--	--	--	----	--

85

				00	
--	--	--	--	----	--

86

				00	
--	--	--	--	----	--

45

				00	
--	--	--	--	----	--

46

				00	
--	--	--	--	----	--

48

				00	
--	--	--	--	----	--

50

				00	
--	--	--	--	----	--

52

				00	
--	--	--	--	----	--

54

				00	
--	--	--	--	----	--

56

--	--	--	--	--	--

87

				00	
--	--	--	--	----	--

88

				00	
--	--	--	--	----	--

59

				00	
--	--	--	--	----	--

61

				00	
--	--	--	--	----	--

63

				00	
--	--	--	--	----	--

65

--	--	--	--	--	--

67

--	--	--	--	--	--

68

--	--	--	--	--	--

69

--	--	--	--	--	--

70

--	--	--	--	--	--

71

--	--	--	--	--	--

72

--	--	--	--	--	--

73

--	--	--	--	--	--

74

--	--	--	--	--	--

47					
49					
51				00	
53				00	
55					

57				00	
58				00	

60					
62					
64					

12 [B]

	93	分割 基準	分割 原数		
住 民 税	総 数	94			
	本県分	95			
	東京都 市町村分	96			
1	総 数	97			
	本県分	98			
2	総 数	99			
	本県分	100			
3	総 数	101			
	本県分	102			

売上高	総 数	103			
	軌道又は は鉄	104			

法人税の繰戻しがある
場合の繰越欠損金額又は
繰越個別欠損金額
収入金額課税された
事業に係る所得金額
又は個別所得金額

01					
02					
03					
04					
05					
06				00	
07				00	
08					
09					
10					
11					
12				00	
13				00	
14					
15				00	
16				00	
17					
18				00	
19				00	
20				00	
21				00	
22					
23					
24				00	
25					
26				00	
27					
28					
29					
30					
31					
32					

75					
76					
77					
78					

第六号様式 (入力用) (用紙日本工業規格 A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の一関係)

別添②

法人名	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	連結事業年度 又は事業年度	平成	年	月	日から	日まで

第六号様式別表一（提出用）

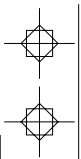
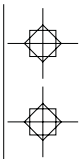
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書

(個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等)	①	兆	十億	百万	千	円
法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額						
試験研究費の額に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	②					
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合等の連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は国家戦略特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額	③					
差引個別帰属法人税額((①+②+③)と(①の括弧書)のうちいずれか多い額)又は差引法人税額(①+②+③)	④					
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	⑤					
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑥					
退職年金等積立金に係る法人税額	⑦					
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ④-⑤-⑥+⑦	⑧					
当期に発生した控除対象個別帰属税額 (①の括弧書)-(①+②+③)	⑨					

(用紙日本工業規格A4・セピア色) (第三条・第十条の二関係)

法人税における連結納税の承認の有無	⑩	有(連結法人)・無(連結法人以外の法人)
連結親法人・子法人の区分	⑪	連結親法人・連結子法人
連結親法人の区分	⑫	普通法人・協同組合等・特定医療法人
連結子法人の区分	⑬	特定連結子法人・非特定連結子法人
法人税の申告区分	⑭	連結申告・単体申告

連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒 (電話)
(ふりがな) 連結親法人の名称 及び法人番号	



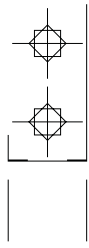
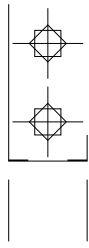
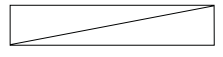
第六号様式別表一（入力用）

（用紙日本工業規格A4・セピア色）
（第三条・第十条の二関係）

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	24
25	申告年月日	30	31	36	37	42
		連結事業年度 又は事業年度				
12	B	子備	43	56		

個別帰属特別控除取戻税額等
又は特別控除取戻税額等

01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				



※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人名					申告区分
事業年度	平成	年	月	日から	
	平成	年	月	日まで	

第六号様式別表五
(提出用)

(用紙日本工業規格A4・セピア色)
(第五条関係)

所得金額に関する計算書

所得金額の計算				非課税所得の区分計算			
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(33))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(42)	①	兆	十億	百万	千	円	外国人
加算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②					③③
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	③					③④
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	④					③⑤
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑤					③⑥
	小計	⑥					③⑦
	減算	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑦				
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑧					③⑨
	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑨					③⑩
	特定目的会社又は投資法人の支払相当の損金算入額	⑩					③⑪
	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑪					③⑫
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑫					③⑬
	小計	⑬					③⑭
仮計	①+⑥-⑬	⑭					③⑮
外国の事業に帰属する所得		⑮					③⑯
再仮計	⑭-⑮	⑰					③⑰
非課税等所得	林業に係る所得	⑰					③⑱
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑱					③⑲
	社会保険等に係る医療の所得	⑲					③⑳
	農事組合法人の農業に係る所得	⑳					③㉑
	小計	㉑					③㉒
所得金額差引計	⑰-⑲-⑳-㉑	㉒					③㉓
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	㉓						③㉔
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉔						③㉕
所得金額再差引計	㉒-㉓-㉔	㉕					③㉖
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉕						③㉗
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉖						③㉘
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉗						③㉙
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉘						③㉚
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉙						③㉛
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉚						③㉜
合計	㉕-㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜	㉜					③㉝

備考

備

人

円

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

所得

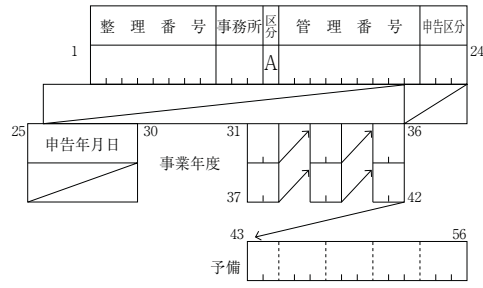
所得

所得

所得

所得

所得

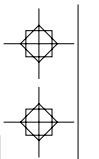
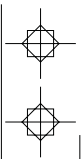


第六号様式別表五 (入力用)

(用紙日本工業規格A4・セピア色) (第五条関係)

12 B

01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				



法人名	※ 処理事項					整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	事業年度	平成	年	月	日から	平成	年	月	日まで	

付加価値額及び資本金等の額の計算書

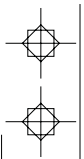
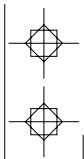
1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆、十億、百万、千、円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3②又は別表5の2の3②、 別表5の2の3③若しくは別表5の2の3④	⑫	兆、十億、百万、千、円	
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑬	月	
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		$\frac{⑫ \times ⑬}{12}$	⑭	兆、十億、百万、千、円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3②、別表5の2の3③若しくは 別表5の2の3④又は別表5の2の4⑨	⑮		
単年度損益 第6号様式⑦又は別表5②		⑤		差引 ⑭-⑮	⑯		
付加価値額 ④+⑤		⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰		
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 $\frac{①}{④}$		⑦	%	$\frac{⑰ \text{のうち} 1,000 \text{億円を超え} 5,000 \text{億円以下の金額}}{5,000}$	⑱		
雇除額 ④× $\frac{70}{100}$		⑧	兆、十億、百万、千、円	$\frac{⑰ \text{のうち} 5,000 \text{億円を超え} 1 \text{兆円以下の金額}}{1}$	⑲		
雇用安定控除額 ①-⑧		⑨		課税標準となる資本金等の額 ⑰+⑱+⑲	⑳		
雇用者給与等支給増加額 別表5の6④		⑩					
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩		⑪					

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ①	当期中の減少額 ②	当期中の増加額 ③	差引期末現在の金額 ④ (①-②+③)
資本金等の額 又は出資金の額	1			
資本金の額及び資本準備金の額の合算	2			
法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減があった場合の理由等				

第六号様式別表五の二(提出用) (用紙日本工業規格A4・ローズ色) (第五条関係)



1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	24
			A			
25	申告年月日	30	事業年度	31	36	
		37		42		
		43	予備	56		

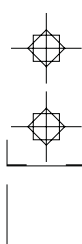
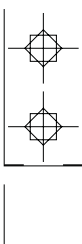
第六号様式別表五の二(入力用)

(用紙日本工業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

12	B	01									
		02									
		03									
		04									
		05									
		06									
		07									
		08									
		09									
		10									
		11									

12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

12	B	期首現在の金額				当期中の減少額				当期中の増加額				差引期末現在の金額				
		13	15	28	29	42	43	56	57	70								
		21																
		22																
		23																



法人名	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	事 業 年度	平成 年 月 日	平成 年 月 日	から	日まで	

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

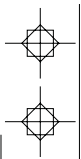
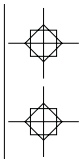
収入金額課税事業をあわせて行う法人					
資本金等の額 別表5の2下表3⑭又は⑳若しくは㉔	①	兆 十億 百万 千 円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②		期末の総従業員数	④	
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人					
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆 十億 百万 千 円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥		特定内国法人の付加価値額の総額に占める 特定の事業に係る付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑤	⑬	%
差引	⑦		非課税事業をあわせて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑫)	⑧		国内における非課税事業に係る期末の従業員 者数	⑭	人
再差引	⑨		国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩				
課税標準の特例に係る控除額	⑪				
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫				

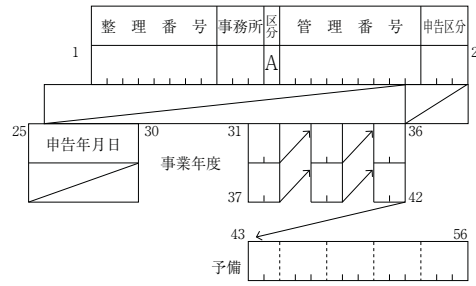
2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号及び同条第2項関係	法附則第9条第1項関係				
資本金等の額 別表5の2下表3⑭	⑯	兆 十億 百万 千 円	資本金の額 別表5の2下表1⑭	⑳	兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑰		法附則第9条第1項に係る額 ⑳×㉒	㉑	
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 仮計 ⑰+⑰-⑰	⑱		法附則第9条第4項から第7項関係		
資本金の額 別表5の2下表1⑭	⑲		月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は (⑨-⑩)	㉒	兆 十億 百万 千 円
資本準備金の額	㉑		課税標準の特例に係る控除割合	㉓	円
仮計 ⑲+㉑	㉒		未収金の帳簿価額	㉔	
⑲と㉒のいずれか大きい額	㉓		総資産価額	㉕	
			課税標準の特例に係る控除額 (㉓×㉔)又は (㉓×㉕/㉖)	㉖	兆 十億 百万 千 円

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑳	兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	㉑	人
外国の事業に係る控除額 ⑳×㉑/㉒	㉑		期末の総従業員数	㉒	
差引	㉒		非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉒×㉓/㉔	㉓		国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員者数	㉔	人
控除額計 ㉑+㉓	㉔		国内における事務所又は事業所の期末の従業員 者数	㉕	





第六号様式別表五の二三 (入力用) (用紙日本工業規格A4・ローズ色) (第五条関係)

12 B

01									
02									

05									
06									
07									
08									
09									
10									
11									
12									

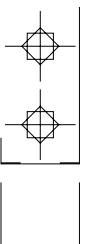
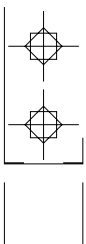
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									

24									
25									

26									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

30									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

31									
32									
33									
34									
35									



別添⑥

雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書

事業年度	平成 平成	年 年	月 月	日 日	から まで	法人名	
------	----------	--------	--------	--------	----------	-----	--

第六号様式別表五の六（用紙日本工業規格A4）

1. 雇用者給与等支給増加額等の計算

雇用者給与等支給額	①	円	雇用者給与等支給増加割合	④	
			$\frac{③}{②}$		
基準雇用者給与等支給額	②	円	比較雇用者給与等支給額	⑤	円
			⑮		
雇用者給与等支給増加額 (マイナスの場合は0)	③		平均給与等支給額	⑥	
			⑳の(イ)		
			比較平均給与等支給額	⑦	
			⑳の(ロ)		
基準雇用者給与等支給額の計算					
基準事業年度又は 基準連結事業年度等	⑧	円	適用年度の月数 ⑧の基準事業年度又は 基準連結事業年度等の月数	⑩	基準雇用者給与等支給額 ⑨×⑩
					⑪
平 平	・ ・	円	—		円
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	⑫	円	適用年度の月数 ⑫の前事業年度又は 前連結事業年度の月数	⑭	比較雇用者給与等支給額 ⑬×⑭
					⑮
平 平	・ ・	円	—		円
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算					
			平均給与等支給額の計算 適用年度	⑬	比較平均給与等支給額の計算 前事業年度又は前連結事業年度
			(イ)		(ロ)
雇用者給与等支給額	⑮	円	⑬		円
同上のうち一般被保険者である 継続雇用者に係る金額	⑰				
同上のうち継続雇用制度 対象者に係る金額	⑱				
継続雇用者給与等支給額 ⑰-⑱	⑲				
月別支給対象者の合計数	⑳		人		人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 ⑲/⑳	㉑	円			円

2. 労働者派遣等をした法人等の計算

労働者派遣等をした法人					
報酬給与額 別表5の3⑫	㉒	円	㉓又は(㉒×75%)のうち小さい額	㉕	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額の 合計 別表5の3⑬	㉓		控除額 ③×㉒/(㉒+㉕)	㉖	
派遣先から支払を受ける金額 の合計 別表5の3⑭	㉔				
非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人					
①のうち所得等課税事業に係る額	㉗	円	国内における所得等課税事業に 係る期末の従業者数	㉙	人
控除額 ③×㉗/①、 ㉖×㉗/①、③×㉘/㉙又は㉖×㉘/㉙	㉘		国内における事務所又は事業所の 期末の従業者数	㉚	
雇用安定控除額がある法人					
収益配分額 別表5の2④	㉛	円	控除額 ③×(㉛-㉚)/①、 ㉖×(㉛-㉚)/①又は㉖×(㉛-㉚)/①	㉜	円
雇用安定控除額 別表5の2⑤	㉚				

3. 付加価値額から控除する雇用者給与等支給増加額

控除額 ③、㉖、㉘又は㉜	㉛	円
-----------------	---	---

平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額に関する計算書

事業年度	平成	年	月	日	から	法人名	
	平成	年	月	日	日まで		

第六号様式別表五の七（用紙日本工業規格A4）

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2①	①	
当該事業年度の月数	②	月
調整後付加価値額 ①×12/②	③	

2. 控除額の計算

摘要		課税標準	新税率(17%)	税額(イ)	旧税率(15%)	税額(ロ)
所得割	所得金額総額 第6号様式⑳	④	円			
	年400万円以下の金額 第6号様式㉑	⑤	000		円 00	円 00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式㉒	⑥	000		00	00
	年800万円を超える金額 第6号様式㉓	⑦	000		00	00
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式㉔	⑧	000		00	00
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式㉕	⑨	000		00	00
付加価値割	付加価値額総額 第6号様式㉖	⑩				
	付加価値額 第6号様式㉗	⑪	000		円 00	円 00
資本金割	資本金等の額総額 第6号様式㉘	⑫				
	資本金等の額 第6号様式㉙	⑬	000		円 00	円 00
仮計		⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬	⑭	00		00
差引		(⑭の(イ))-(⑭の(ロ))	⑮	00		
控除額	③が30億円以下の場合の控除額	⑮/2	⑯	00		
	③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(40億円-③)/20億円	⑰	00		

収入金額に関する計算書

事業 年度	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	法人名
----------	----------	--------	--------	------------	-----

第六号様式別表六 (用紙日本工業規格A4) (第五条関係)

		摘 要	金 額
法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	収入金額の総額		円
		計	①
	控除される金額		
計		②	
		差 引 計	①-②
			③
		法附則第9条第8項の規定による控除額	④
		法附則第9条第10項の規定による控除額	⑤
		法附則第9条第19項の規定による控除額	⑥
		計	③-④-⑤-⑥
			⑦

欠損金額等及び災害損失金の
控除明細書

事業 年度	平成 年	月	日から	法人 名	
	平成 年	月	日まで		

第六号様式別表九(用紙日本工業規格A4)(第五条関係)

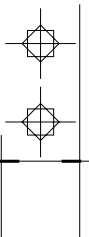
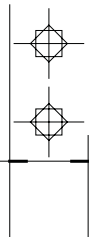
控除前所得金額 第6号様式⑦-(別表10⑨又は⑫)		①	円	所得金額控除限度額 ①× $\frac{50、65、80又は100}{100}$	②	円
事業年度	区 分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③		当期控除額④ <small>(当該事業年度の③と②-当該事業年度前の④の合計額)のうち少ない金額)</small>	翌期繰越額⑤ <small>(③-④)又は別表11⑰)</small>	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金	円		円	円	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	欠損金額等・災害損失金					
計						
当 期 分	欠損金額等・災害損失金				円	
	同上のうち 災 害 損 失 金					
	青 色 欠 損 金					
合 計						
災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 の 計 算						
災 害 の 種 類				災 害 の や ん だ 日 又 は や む を 得 な い 事 情 の や ん だ 日	平 成 年 月 日	
当 期 の 欠 損 金 額 ⑥		円		差 引 災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 (⑦-⑧) ⑨	円	
災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 ⑦				繰 越 控 除 の 対 象 と な る 損 失 の 額 (⑥と⑨) の うち 少 な い 金 額 ⑩		
保 険 金 又 は 損 害 賠 償 金 等 の 額 ⑧				円		

※処理事項		発信年月日 通信日付印	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
受付印	平成 年 月 日					申告年月日 年 月 日
	所在地 <small>(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)</small> (電話)					事業種目
(ふりがな)	法人名		期末現在の資本金の額 又は出資金の額		兆 十億 百万 千 円	
(ふりがな)	代表者 氏名印		(ふりがな)	期末現在の 資本金等の額		
			経理責任者 氏名			

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る道府県民税の 申告書 ※

	課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書(別表19)の(11))	①	兆 十億 百万 千 円
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人 における課税標準となる退職年金等積立金に係る 法人税額	②	兆 十億 百万 千 円
	法人税割額 $\left(\text{①又は②} \times \frac{\quad}{100} \right)$	③	兆 十億 百万 千 円
	③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	④	兆 十億 百万 千 円
	この申告により納付すべき法人税割額 ③-④	⑤	兆 十億 百万 千 円
東京都に申告する場合の③の計算	特別区分の課税標準額	⑥	兆 十億 百万 千 円
	同上に対する税額 $\left(\text{⑥} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑦	兆 十億 百万 千 円
	市町村分の課税標準額	⑧	兆 十億 百万 千 円
	同上に対する税額 $\left(\text{⑧} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑨	兆 十億 百万 千 円

関与税理士 署名押印	(電話)
---------------	-------



第六号の二様式（入力用）

（用紙日本工業規格A4・紫色）
（第三条・第十条の二関係）

1	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	24	
			A				
					申告年月日		30
					年	月	日
							25

12 B

期末現在の資本金の額 又は出資金の額	71						
期末現在の 資本金等の額	72						

事業年度

31			36		37			42
----	--	--	----	--	----	--	--	----

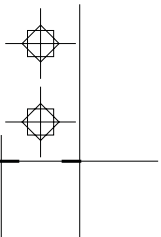
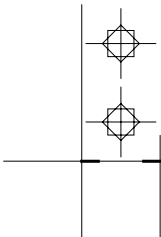
43

子備								56
----	--	--	--	--	--	--	--	----

12 B

01								000
02								000
03								00
04								00
05								00
06								000
07								
08								000
09								

		12 B	80	分割 基準	分割 県数			
住 民 税	総数	81						
	本県分	82						
	東京都 市町村分	83						



別添⑪

受付印

平成 年 月 日

申告年月日
年 月 日

殿

所在地 <small>(本店が支店等の場合は本店の所在地と併記)</small>	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円
(ふりがな)	(電話)	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
法人名		前期末現在の 資本金等の額	
(ふりがな)	代表者 自署押印		
	経理責任者 自署押印		

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度又は前連結事業年度分の道府県民税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (39)の金額	17	兆 十億 百万 千 円	0.00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (16)の金額	1	兆 十億 百万 千 円	0.00
所得割額 (40) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	18		0.00	予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	2		0.00
付加価値割額 (41) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	19		0.00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	3		0.00
資本割額 (42) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	20		0.00	この申告により納付すべき法人税割額 (2) - (3)	4		0.00
収入割額 (43) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	21		0.00	均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	5		月
地方特種税 前事業年度の地方特種税額 (49)	22		0.00	この申告により納付すべき道府県民税額 (4) + (6)	7		0.00
地方特種税 地方特種税額 (22) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	23		0.00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	8	兆 十億 百万 千 円	
予定申告税額 (18) + (19) + (20) + (21) + (23)	24		0.00	法人税割額	9		
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方特種税額	25		0.00	外国の法人税等の額の控除額	10		
この申告により納付すべき事業税額及び地方特種税額 (24) - (25)	26		0.00	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	11		
前事業年度の事業税額・地方特種税額の明細				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細			
摘要	課税標準	税率 (100)	税額	摘要	課税標準	税率 (100)	税額
所得割 所得金額総額 (27)	兆 十億 百万 千 円			この申告により納付すべき道府県民税額 (4) + (6)			0.00
所得割 所得金額 (28)			兆 十億 百万 千 円	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細			
付加価値割 付加価値額総額 (29)			兆 十億 百万 千 円	(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	8	兆 十億 百万 千 円	
付加価値割 付加価値額 (30)			兆 十億 百万 千 円	法人税割額	9		
資本割 資本金等の額総額 (31)			兆 十億 百万 千 円	外国の法人税等の額の控除額	10		
資本割 資本金等の額 (32)			兆 十億 百万 千 円	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	11		
収入割 収入金額総額 (33)			兆 十億 百万 千 円	利子割額の控除額	12		
収入割 収入金額 (34)			兆 十億 百万 千 円	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	13		
合計事業税額 (28) + (30) + (32) + (34)				納付すべき法人税割額 (9) - (10) - (11) - (12) - (13)	14		
平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額				⑭のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	15		
仮装経理に基づく事業税額の控除額				差引法人税割額 (14) - (15)	16		
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	50		
納付すべき事業税額 (35) - (36) - (37) - (38)				この申告の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
(39)の内訳 所得割 (40)	兆 十億 百万 千 円			前事業年度又は前連結事業年度の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
資本割 (42)				備考			
収入割 (43)				関与税理士署名押印			
摘要	課税標準	税率 (100)	税額	(電話)			
所得割に係る 地方特種税額 (44)	兆 十億 百万 千 円		0.00				
収入割に係る 地方特種税額 (45)			0.00				
合計地方特種税額 (44) + (45)							
仮装経理に基づく地方特種税額の控除額							
租税条約の実施に係る地方特種税額の控除額							
納付すべき地方特種税額 (46) - (47) - (48)							

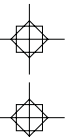
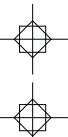
第七号様式 (提出用)

(用紙日本工業規格 A4・草色)

(第三条・第五条・第十条の一関係)

(事業税)

(地方特種税)



受付印	平成 年 月 日	殿	申告年月日 年 月 日
所在地 <small>(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)</small> (ふりがな)	(電話)	この申告の基礎 1. 法人税の平成 年 月 日 の修正申告書の提出による。 2. 法人税の平成 年 月 日 の更正・決定・再更正による。	
法人名 (ふりがな)	事業種目	期末現在の資本金の額 又は出資金の額 十億 百万 千 円	
代表者 氏名印	経理責任者 氏名	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額 円	
平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又は 連結事業年度分の市町村民税の申告書		期末現在の 資本金等の額 円	

摘 要		課税標準	税率	法人税割額
		円	(%)	円
①	(用途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額			
②	試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額			
③	国家戦略特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額			
④	還付法人税額等の控除額			
⑤	退職年金等積立金に係る法人税額			
⑥	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②+③-④+⑤	000		
⑦	2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑥×⑫)	000		
⑧	外国の法人税等の額の控除額			
⑨	仮装経理に基づく法人税割額の控除額			
⑩	差引法人税割額 ⑥-⑧-⑨又は⑦-⑧-⑨			00
⑪	既に納付の確定した当期分の法人税割額			00
⑫	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
⑬	この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫			00
均 等 割 額	算定期間において事務所等を有していた月数	月	円× ^⑭ / _⑮	00
	既に納付の確定した当期分の均等割額			00
	この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑯			00
	この申告により納付すべき市町村民税額 ⑬+⑰			00
	⑱のうち見込納付額			
	差 引 ⑱-⑲			

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業者数	存のうち当該市町村分の従業者数	人
合 計		人	人	人

指 場 定 都 市 に ⑮ 申 告 す 算	区 名	月数	従業者数	均等割額	決算確定の日	平成 年 月 日	法人税の申告書の種類	青色・その他
					解散の日	平成 年 月 日	要・否	
				00	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日	翌期の中間申告の要否	要・否
				00	法人税の期末現在の資本金等の額又は連結前期資本金等の額	円	法人税の申告期限の延長の有無	有・無
				00	この申告が中間申告の場合の計算期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
				00	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行	支店	
				00		口座番号(普通・当座)		
				00	還付請求税額	十億 百万 千 円		
				00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

関与税理士
署名押印 (電話)

第二十号様式(提出用) (用紙日本工業規格A4・セピア色) (第十条関係)

別添⑬

第二十号様式別表一（提出用）

法人名	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	連結事業年度 又は事業年度	平成	年	月	日から	日まで

課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書

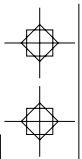
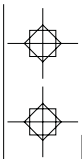
(個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等)	兆	十億	百万	千	円
法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額	①				
試験研究費の額に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	②				
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合等の連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は国家戦略特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額	③				
差引個別帰属法人税額 ((①+②+③)と①の括弧書)のうちいずれか多い額)又は差引法人税額 (①+②+③)	④				
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	⑤				
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑥				
退職年金等積立金に係る法人税額	⑦				
課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 (④-⑤-⑥+⑦)	⑧				

(用紙日本工業規格A4・セピア色) (第十条関係)

当期に発生した控除対象個別帰属税額 (①の括弧書)-(①+②+③)	⑨				
-----------------------------------	---	--	--	--	--

法人税における連結納税の承認の有無	⑩	有 (連結法人) ・ 無 (連結法人以外の法人)
連結親法人・子法人の区分	⑪	連結親法人・連結子法人
連結親法人の区分	⑫	普通法人・協同組合等・特定医療法人
連結子法人の区分	⑬	特定連結子法人・非特定連結子法人
法人税の申告区分	⑭	連結申告・単体申告

連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒 (電話)
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	



別添⑭

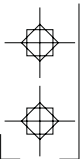
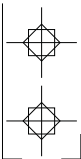
第二十号の二様式（提出用）（用紙日本工業規格A4・紫色）（第十条関係）

※処理事項		発信年月日	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分	
		通信日付印	確認印				
受付印		平成 年 月 日				申告年月日 年 月 日	
所在地 <small>（本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記）</small>		事業種目				殿	
(ふりがな)		期末現在の資本金の額 又は出資金の額				兆 十億 百万 千 円	
法人名		期末現在の 資本金等の額					
(ふりがな)		(ふりがな)					
代表者 氏名印		経理責任者 氏名					

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る市町村民税の 申告書 ※

摘 要	課税標準	法人税割額	
		税率(100)	税 額
課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書(別表19)の(11))及びその法人税割額	① 十億 百万 千 円 000		00
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準と なる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額 (①×⑥)	② 000		00
①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人 税割額	③		00
この申告により納付すべき法人税割額 ①-③又は②-③	④		00
全 従 業 者 数	⑤	当該市町村内に所在する事 務所又は事業所の従業者数	⑥
⑥ の 内 訳	事務所又は事業所		従業者数
	名 称	所 在 地	
⑦			

関与税理士 署名押印	(電話)
---------------	-------



受付印 平成 年 月 日 殿		申告年月日 年 月 日	
		申告年月日 年 月 日	
所在地 <small>(本市町村が 支店等の場 合は本店所 在地と併記)</small>	事業種目		
(ふりがな)	(電話)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	十億 百万 千 円 ()
法人名		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
(ふりがな)	(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額	
代表者 氏名印	経理責任者 氏名		

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度又は前連結事業年度の市町村民税の予定申告書

摘要		税額	
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (16)の金額	①		00
予定申告税額 (①× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)	②		00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		00
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④		00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤		月
円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥		00
この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥	⑦		00

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等 事務所、事業所又は寮等の所在地		当該市町村分の均等 割の税率適用区分に 用いる従業員数
名称		人

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間	
(特別控除戻税額等又は個別帰属特別控除戻税額等)	⑨	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	前事業年度又は前連結事業年度の期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
法人税法の規定によって計算した法人税額 又は法人税法の規定によって計算した連結 法人税額に係る個別帰属額	⑩	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	
法人税割額	⑪	区名	月数 従業員数 均等割額
外国の法人税等の額の控除額	⑫		円
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑬		00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭		00
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫-⑬	⑮		00
⑭のうち特別控除戻税額等又は個別帰属 特別控除戻税額等に係る法人税割額	⑯		00
差引法人税割額 ⑭-⑯	⑰		00

関与税理士
署名押印 (電話)

第二十号の三様式(提出用) (用紙日本工業規格A4・草色) (第十条関係)